二十条）
二十一条—第百三十三条）
百三十八条）
二条）

を「第七節　軽油引取税」に、「第八節　自動車税（第百四十五条—第百七十七条）」を

「第八節　自動車税
第一款　通則（第百四十五条—第百五十五条）
第二款　環境性能割
第一目　課税標準及び税率（第百五十六条—第百五十八条）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第百五十九条—第百七十二条）
第三目　督促及び滞納処分（第百七十三条—第百七十七条）
第四目　犯則取締り（第百七十七条の二—第百七十七条の五）
第五目　交付（第百七十七条の六）
第三款　種別割
第一目　税率（第百七十七条の七）
第二目　賦課及び徴収（第百七十七条の八—第百七十七条の十八）
第三目　督促及び滞納処分（第百七十七条の十九—第百七十七条の二十三）
第四目　犯則取締り（第百七十七条の二十四—第百七十七条の二十七）」

に、「第三節　軽自動車税（第四百四十二条—第四百六十三条）」を

「第三節　軽自動車税
第一款　通則（第四百四十二条—第四百四十九条）
第二款　環境性能割
第一目　課税標準及び税率（第四百五十条—第四百五十二条）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第四百五十三条—第四百六十三条の四）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の五—第四百六十三条の九）
第四目　犯則取締り（第四百六十三条の十—第四百六十三条の十四）
第三款　種別割
第一目　税率（第四百六十三条の十五）
第二目　賦課及び徴収（第四百六十三条の十六—第四百六十三条の二十四）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の二十五—第四百六十三条の二十九）」

に改める。

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十一条の九第一項中「第百四十五条第二項」を「第百四十五条第三号」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十二条第三号」に、「本条」を「この条」に、「又は軽自動車税」を「の種別割又は軽自動車税の種別割」に改める。

第二十三条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第五十一条第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同項ただし書中「百分の四・二」を「百分の二」に改める。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の五十七の二第一項中「第四十条の三の三第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に、「第四十一条の十九の五第十項」を「第四十一条の十九の五第十三項」に改める。

第七十二条の五十七の三第一項中「第四十条の三の三第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に改める。

第二章第二節第五款を削る。

第二章第二節第四款中第七十二条の七十の次に次の一条を加える。

第七十二条の七十一　削除

第二章第二節第六款の款名中「犯則取締」を「犯則取締り」に改める。

第二章第二節第六款中第七十二条の七十三を第七十二条の七十二とし、第七十二条の七十四を第七十二条の七十三とする。

第七十二条の七十五中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、同条を第七十二条の七十四とする。

第七十二条の七十六中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、同条を第七十二条の七十五とする。

第二章第二節第六款を同節第五款とし、同節に次の一款を加える。

第六款　交付

（法人の事業税の市町村に対する交付）

第七十二条の七十六　道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第七十二条の百十四第四項中「（平成十九年法律第五十三号）」を削る。

第二章第七節の節名及び同節第一款から第六款までの款名を削る。

第百四条から第百四十三条までを次のように改める。

第百四条から第百四十三条まで　削除

第百四十四条の六十第一項中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。

第二章第七節の二を同章第七節とする。